

三木町農業委員会

令和4年8月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和4年8月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年8月19日

(会議時間) 13:30～14:56

(開催場所) 三木町役場会議室棟第3・4会議室

出席委員数 15名

1番	松田	隆雄
3番	古市	哲
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 4名

2番	香西	茂知
10番	鎌倉	博之
15番	横山	良秀
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から7月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員、溝淵廣明委員、香西委員、横山良秀委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等20件と、農地利用集積計画及び配分計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、定例会議事録署名委員につきましては、岡田委員と鎌倉守委員をお願いいたします。それでは、高尾会長よろしくをお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思えます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がありましたら、お願いします。
- 川田委員 はい。1番と2番ですけれども、譲渡人の二人は兄妹でして、親から相続して譲り受けた田なんですけれども、4～5年前までは母親の方から近くの認定農業者に依頼して作ってもらっていたんですが、ここ数年は依頼もせずに耕作放棄地状態になっておりました。そこで、母親の方に耕作依頼をするために、私と、推進委員と、これまで作っていた認定農業者と一緒に話しに行ったんですけれども、ご高齢ということもあり、なかなか理解してもらえず困っておったんですけれども、農業委員会事務局に相談したところ、息子さんや娘さんと上手い具合に連絡がとれまして、本人達に話をお聞きしたところ、「自分達は農業はやっていないので出来ないし、この先も地元に戻ることはないので、耕作してもらえぬ方をお願いしたい。」ということになりました。そこで、これまで作っていた認定農業者さんをお願いしたところ、「ここ数年放置していたので整地しないと耕作できないので受けることができません。」ということであったので、整地からしていただける方を探しましたところ、譲受人が受けてくださるということで話がまとまった、ということでございます。以上です。
- 会長 ありがとうございます。続いて番号3ですが、担当委員さんが本日欠席ですが、事務局から説明してもらえますか。現場は見てきてくれるのかな。
- 事務局 はい。ここは以前、基盤整備している農地で、5条申請のところでも説明させてもらうのですが、今回、自分の所有の農地を整理するというところでの申請だそうです。
- 会長 筆数がちょっと多いですが、荒れてるところはなかったんですか。
- 事務局 一部、山林化しているところもありましたが、そのほかは管理できているように見受けられました。
- 会長 はい。わかりました。続いて番号4、お願いします。
- 鈴木委員 はい。こちらは、これまでずっと譲受人が作っていた農地であって、この度名義を変更

その方へ変更するという申請であるので、別に問題はないです。

会長 はい。それでは、何かご質問はありませんか。

藤澤委員 1番と2番ですが、贈与となっていますが、双方に何かご関係があるんですか。

川田委員 いえ、関係はないんですが、もう農地は手放したいから譲りたい、ということで話がまとまったということです。

藤澤委員 双方で話がついているんですね。特に問題はないんですね。そういうことなんですね。

川田委員 はい、ありません。

会長 3番は、地目を山林にしてもいい筆があるのではないんですか。

事務局 そうかもしれませんが、境界がはっきりしないので、一括して移転、という感じです。

会長 そうならざるを得ないということやね。わかりました。

藤澤委員 地域的に山間部なんで小さい田んぼや使いにくい田んぼもあると思うんですが、全部で4反5畝ほどあるんですけど、耕作して営農できそうな感じなんですか。

事務局 営農計画書を見ると、今後は露地野菜を行うという計画となっていて、稲作と野菜を半分ずつ作付けする、といった感じになっています。

藤澤委員 この辺りだと、地域的には高冷地野菜でもされるのかな。

事務局 キャベツなどの葉物野菜をされると聞いています。

会長 他に質問はないですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは議案第2号及び議案第3号、まとめて提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第2号、農地法第4条による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。お配りしている個別の地図も、併せてご覧ください。

【番号1及び番号6について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上で、議案第2号、農地法第4条による許可申請についての説明を終わります。続きまして、議案第3号、農地法第5条申請についてご説明いたします。

【番号1から番号10について朗読(別紙、議案書の通り)】

以上、議案第3号、農地法第5条申請について説明を終わります。

会長 それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。

岡田委員 それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について、去る令和4年8月10日(水)の13:00から、4条申請6件、5条申請9件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、横山委員、私(委員)、事務局2名の計6名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となった

のは、4条申請、番号1から6、及び5条申請、番号1から6です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

事務局 失礼します。4ページの5条申請の番号3につきましては、今回時間の都合もありまして、8月18日（木）、事務局2名で現地調査を行いました。こちらにつきましても周辺農地への影響や排水方法等について確認いたしましたが、特に問題はなく、始末書も添付されておりました。以上です。

会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。

藤澤委員 4条申請の1番と2番でございますが、こちらは40年も50年も前の無断転用でして、前の法律の時に建設されたものでございますけれども、5条申請の2番にも関連するものでして、この度コスモス薬品が店舗を建設するにあたって無断の是正をするものであります。

会長 続いて3番、お願いします。

松田委員 こちらも昭和35年頃から無断転用となっていた農地の是正ですので、問題はありません。

会長 4・5番は溝渕君、6番は横山さんですね。本日二人とも欠席なので、説明は飛ばします。続いて5条です。5条の1番は、私の担当地区ですね。5条の1番は、換地しているところなんですが、当時、農地と宅地部分に分けたんですが、うまく転用手続き等ができていなかったようなので、今回無断転用の是正ということになります。続いて番号2ですね。

藤澤委員 先ほど4条でも説明しましたように、コスモス薬品の店舗建設となっておりますので、特に問題はありません。

会長 3番、4番、5番は担当委員が欠席のため、飛ばします。次、6番と7番。

鈴木委員 6番は、無断転用の是正です。7番は、息子の家を建てるということで、分家住宅です。

会長 次、8番。

鎌倉委員 (鎌倉茂雄) こちらは太陽光発電のための所有権移転です。申請書類に排水の図面がなかったんですが、出てきてますか。図面に載ってなかったようですが。

事務局 計画図はできています。東側水路、西側水路、双方に勾配をつけるような計画になっており、被害防除計画の中に記載がありました。図面は後日、差し替えてもらいます。

会長 続いて、9番。

白井委員 先ほど事務局が説明した通り、放課後児童クラブの駐車場として転用します。駐車場にしようとしたら、水路の水口を塞いでしまうようになるので、所有者同席のもと、水路を南側へつけてもらうように話ができていますので、問題はありません。

会長 次、10番

古市委員 こちらは現在、静岡と愛媛の方で事業を行っている方が、実家の農地を利用して事業を行うもので、以前、5条申請で転用許可をいただいていたところの隣接地として利用するものです。転用地と申請地の間に法定外水路があるので、こちらの許可が下りれば問題ない案件かと思えます。以上です。

- 会長 はい。それでは説明が終わりました。全体を通じて、何か質問はありませんか。
- 古市委員 4条の1番2番ですが、両方と申請人の宅地になっているんですが、住宅地図を見ると1番の家屋が別の方の名前になっているんですが、利用権設定の解除等があるのではないのかな、が1点。それと4条の3、4、5は無断転用の案件ですが、無断転用の是正は5条申請等から出でてくるものが多いと思うのですが、今回見当たらないようですが何の理由で申請がでてきたのですか。3点目が5条の5番。進入路等、建築確認はとれるんでしょうか。
- 事務局 順不同ですが、分かるものからお答えします。5条の5番ですが、こちらは前面道路が2項道路であるので、建築確認はセットバックすることによって建築可能と聞いております。併用地は排水路となります。4条の1、2ですが、資料の住宅地図の別の方のお名前の件は、よくわかりません。登記簿謄本を見る限りではお名前が出てこないです。住宅の建築登記も両方とも申請人になっています。5条の3番・4番については、今後売却予定があるため、事前に転用を行っておくと聞いております。また、5番は昨年3月に3条申請で別の農地の売却を行っているので、その時点で無断転用が判明したため、是正を図るための申請が出てきたものです。
- 吉原委員 では昨年度3月の転用時に、こちらの無断転用の是正ができていなかったということですか。他の案件は、農地転用する際に、他の無断転用があれば是正を行わないと後の転用等ができないということでは是正を図っているのが現状だと思うのですが、何故この筆だけが遅れて出てきたのでしょうか。何を心配しているかということ、3条申請が出てきた際に他の筆の無断の是正がきちんと出てきているかどうか、こちら側で申請が出てきたときのチェックが漏れていたりしないのかということ。単に漏れていたということではなくて、申請が上がってきたときのチェックができていないのでは、ということが懸念、されるということ。です。
- 事務局 この件については、3月申請の他の筆の3条申請が急ぐということで、その筆の無断転用の是正を行うには農振除外から手続きを始めなければならない、是正に多くの時間を要することから、是正は追って手続きを行うので、まずは3条を審議してほしいという旨の申し出がありまして、事務局としては必ず無断の是正を行うことを条件に、受付をしました。ですので、事務局では是正が追って出てくるとの認識で受付を行っております。
- 吉原委員 それならば3月の定例会で、そのような申請が出てきている等の説明があるべきであったのではないのでしょうか。誤りを糾弾しているのではなく、どういうチェックをしているうえでの今回のケースに至ったのか、今後の事務を再確認するために質問しています。
- 会長 本来ならば同時申請のところではあるけども、農振除外が関係するから3条申請だけ先に通したということですね。
- 古市委員 農振協議会には諮っているのですか。その際、3条が先行している話は出てるんですか。
- 事務局 農振には諮っています。ただ、3条の話まではしておりません。
- 藤澤委員 農振農用地内で農地と宅地が分かれているような場合は全部、農振の会に諮ってるということですね。他の案件を見てもわかりますが、無断の是正は40年も50年も前に建築した家屋のようなものが多いわな。その昔は法律が違っていたので自分の敷地は自由に使っていたのでね。今後は、無断転用が発生しないよう住民に周知等もしていかないかんですね。平成3年からは建築確認が必要になってきたので、ずいぶんこういうケースはぐっと減ってきているとは思いますがね。
- 吉原委員 無断転用の是正が行わなければ3条申請を受け付けてはならない、となっているのではないかと、ということと、今後どのように事務を進めていくのかを事務局で決めていただいて、報告いただければと思います。

事務局 はい。来月、ご報告いたします。

吉原委員 それから、最後ひとつ確認なんですけど、5条申請の8番の会社は、転用実績のある会社なんですか。

事務局 農地転用に限らず、山林等についても実績のある会社ではあります。三木町での転用の申請はありませんが、山林の申請は時々出てきています。県内ほかの自治体でも何件か転用が出てきていると聞いています。

会長 何か他にご質問はありますか。なければ採決に入ります。議案第2号の4条と、第3号の5条について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。番号3からご説明いたします。
【番号3から番号9について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本日は9件ですね。それでは、何か質問のある方。

古市委員 番号3ですけども、契約期間が2年となっていて短いように思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 特には聞いておりませんが、受け手側の年齢が70歳後半であるので2年と設定されたのではないかと思います。

会長 利用権について、他にご質問のある方はいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 全会一致で承認とします。続きまして、報告事項について、事務局をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号、使用貸借返還通知についてです。なお、番地1の借受人の住所が氷上となっておりますが、正しくは田中ですので、訂正をお願いいたします。
【番号1から番号3について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。

会長 1番の借り手の変更ですが、どちらからの申し出ですか。理由は聞いていますか。

事務局 借受人からの申請となります。8ページの番号5の方が、今後この農地を借受けて引き継いでいくそうです。

会長 ほかにないですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは報告事項は以上となります。つづきまして、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和4年7月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が2件、5,458㎡、三木町が0㎡でした。農地法第5条につきましては、香川県が26件、107,179.81㎡、三木町が1件、4,099.00㎡でございました。それでは続きまして、その他。事務局お願いします。

事務局 失礼します。8月下旬から、農地パトロールが始まります。暑い時期でございますが、何卒よろしくお願いたします。先般、お配りいたしました日程表に記載しております事務局の随員に多少変更がございますが、それ以外の変更はございませんので、よろしくお願いたします。

会長 また今年も農地パトロールが始まりますので、暑い時期ですがよろしくお願いたします。それから、私からですが、野菜は恐らく研修会等をJAなんかでやられてると思うんですが、米の土壌分析の研修会をしたいと思っているんですが、どうですか。皆さん土壌分析の勉強してみたいと思いませんか。また普及所等と相談しながら検討して取り組んでみたいと思います。

委員一同 (意見なし)

会長 ほかに、その他について何かご意見等はありませんか。

委員一同 (意見なし)

会長 それでは、以上で今月の定例会は終了といたします。事務局へお返しします。

事務局 それでは、以上を持ちまして農業委員会8月定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14:56 閉会